

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目14	一部事務組合等の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	[公社・第三セクター等] (1)各市町が出資している第三セクターについては、当面現行のとおりとし、合併までに第三セクターに関する新市の基本方針を策定する。 なお、合併後、基本方針に基づき事業の見直しや組織の統廃合等の検討を行い、併せて組織のスリム化等、一層の経営改善に努めるよう促す。

第三セクターの現状と課題 平成16年6月現在

所管部会	商工観光部会・建設部会
------	-------------

ここでは、狭義の第三セクターとして「市町の出資割合が25%以上で、かつ市町の出資比率が最も大きい商法法人」について記載。

市町名	酒田市				八幡町		松山町
第三セクター名	酒田まちづくり開発(株)	(株)飯森山温泉酒田	酒田駐車ビル(株)	(株)最上川クリーングリーン	鳥海八森観光(株)	(有)鳥海山水河水	松山町観光開発(株)
資本金額(円)	15,350,000	30,000,000	193,800,000	56,150,000	42,000,000	3,100,000	45,000,000
うち市町出資額(円)	4,500,000	9,000,000	59,000,000	23,000,000	22,000,000	1,600,000	35,000,000
市町出資比率(%)	29.3%	30.0%	30.4%	40.9%	52.4%	51.6%	77.8%
役員	代表取締役社長 西村 修 取締役中に市長が就任	代表取締役 小山捷利 取締役に市長が就任	代表取締役会長 相馬大作 代表取締役社長 西田 裕 監査役に市収入役が就任	代表取締役社長 上野重征 代表取締役専務 佐藤邦彦 監査役に市収入役が就任	代表取締役 後藤孝司(町長)	代表取締役 村上勲之輔	代表取締役 澁谷 賢一(助役)
職員数(名)	正職員 - 臨時・契約社員 - パート - アルバイト随時雇用予定	正職員 18 臨時・契約社員 28 パート 10	正職員 1 臨時・契約社員 3 パート -	正職員 11 臨時・契約社員 - パート 4	正職員 37 臨時・契約社員 8 パート 69	正職員 - 臨時・契約社員 - パート -	正職員 10 臨時・契約社員 - パート 10
主な業務内容	・地域の情報発信媒体のネットワーク化 ・地域産品を活かした特産品の開発販売等	・かんぼの郷酒田の運営	・酒田駐車ビルの運営	・最上川カントリークラブ(ゴルフ場)の運営	・ゆりんこ等の管理業務を中心とした観光振興	-	・さんさんの管理業務を中心とした観光振興
収入総額(円)(15年度決算) (うち使用料・利用料金の額)	26,444,504 -	406,141,633 -	121,257,419 -	93,177,814 -	415,354,243 (160,029,926)	11,645,011 -	125,909,693 (21,441,607)
支出総額(円)(15年度決算)	36,164,761	401,466,592	114,749,606	105,984,657	414,981,037	13,368,352	129,587,124
単年度収支(利益)(円)(15年度決算)	9,720,257	4,675,041	6,507,813	12,806,843	373,206	1,723,341	3,677,431
前期繰越金(前年度までの利益)(円)	3,447,515	589,022	39,341,286	651,011	1,040,225	5,035,165	5,018,216
損失処理額(積立金取崩額)(円)	-	-	-	13,000,000	-	-	-
累積収支(利益)(円)	6,272,742	5,264,063	32,833,473	844,168	1,413,431	6,758,506	8,695,647
公の施設の管理指定(委託) (施設名(略称等)) (平成16年度~)	-	-	-	-	・八森温泉ゆりんこ ・鳥海山荘 ・鳥海高原家族旅行村 ・八森自然公園	-	・眺海の森さんさん ・ぐるぐるグリーン ・松山スキー場 ・コスモス童夢
委託料(千円)(平成16年度予算)	-	-	-	-	18,000千円 (八森自然公園、鳥海高原家族旅行村緑地樹木管理委託料)	-	16,000千円 (さんさん、ぐるぐるグリーン、スキー場の施設管理委託料) 1,680千円 (コスモス童夢の施設管理委託料)
課題等	・コミュニティビジネス事業を軌道に乗せること		・一層の経営改善 ・累積赤字の解消	・一層の経営改善	・組織のスリム化 ・施設修繕費等の負担のルール化	・負債の清算	・一層の経営改善 ・赤字体質からの脱却 ・累積赤字の解消
備考	平成16年4月、旧酒田観光開発(株)を引き継ぎ、民間主導で新会社設立。		当初建設費の外、テナントの撤退、改装により赤字が発生したが、単年度収支では赤字が続いているため、累積赤字は解消しつつある。	経営成績を表す営業利益は2,315千円と黒字である。単年度収支では長期前払費用の償却をしているため赤字となるが、この償却額は全額内部留保しており、会計全体としては良好な財政状況にある。		平成15年度末で施設の委託は打ち切り。会社清算の予定。	

第三セクターの定義

自治省(現総務省)においては、「第三セクター」を「商法(有限会社法を含む)の規定に基づいて設立された株式会社、合名会社、合資会社若しくは有限会社(以下「商法法人」)、または民法の規定に基づいて設立された社団法人若しくは財団法人(以下「民法法人」)であって、地方公共団体が25%以上出資している法人(複数の地方公共団体が合計で25%以上出資している法人を含む)」と定義している。

一方で、狭義の意味で、利益追求を目的とする商法法人を第三セクターとする考え方もある(一般的に、商法法人は営利を目的とする法人、民法法人は営利を目的としない法人と定義することができる)。

協定項目14	一部事務組合等の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	[公社・第三セクター等] (1)各市町が出資している第三セクターについては、当面現行のとおりとし、合併までに第三セクターに関する新市の基本方針を策定する。 なお、合併後、基本方針に基づき事業の見直しや組織の統廃合等の検討を行い、併せて組織のスリム化等、一層の経営改善に努めるよう促す。

所管部会	商工観光部会・建設部会
------	-------------

第三セクターに関する新市の基本方針(案)

第三セクターに関しては、厳しい社会経済情勢の中、平成15年12月改定の第三セクターに関する指針(総務省自治財政局、以下「指針」という)に基づき、的確に対応する必要がある。  
以下、当地域の現状に照らし合せ、特に明確にする必要のある点について、指針より抜き出し簡潔にまとめる(一部表現を加筆修正)。  
新市においては、指針及びこの基本方針に基づき、第三セクターの経営改善や抱える課題の解決を推進する。

1 新たな第三セクターの設立

今後の第三セクターの設立に当たっては、第三セクター設立の意義(事業の必要性、公共性、採算性等)及び行政関与の必要性について十分な検討を行う(安易に第三セクター方式を選択することなく、公設民営方式やPFI方式について十分な比較検討を行う)。

また、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入され、住民サービスの向上、経費の縮減等を図るために民間事業者への管理代行が可能となったことを踏まえ、公の施設の管理を行わせるために新たに第三セクターを設立することは、原則として行わない。

2 既存の第三セクターに対する公的支援等のあり方等

(1) 必要最小限の行政関与(出資比率の低減化)

既存の第三セクターに対する行政関与については、市の出資比率を三割程度までに止める努力(市所有株の民間譲渡等)を行い、経営に対する関与は必要最低限に止める。

(2) 出資者(株主)と経営者(役員)の責任の明確化

地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内(有限責任)であり、これを超えた責任は存在しないことを明確にする。

また、役職員の選任に当たっては、民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用されるよう努め、経営者の職務権限や責任を明確にする。

(3) 経営の合理化

役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等を不断に行うとともに、積極的な運営の改善を促す。

(4) 公の施設の管理指定(委託)

第三セクターが公の施設の管理指定(委託)を受ける場合においては、利用料金制を導入する等、当該第三セクターの収益性が高まるような方策を図る。

なお、利用料金制を導入する場合においては、指定管理者制度の趣旨及び公の施設を用い収益事業を行うことの優位性(以下「優位性」という)を考慮し、施設管理に係る経常的経費(大規模な修繕等を除く、光熱水費や経常的な設備修繕費等)については、原則として金額に関わらず当該第三セクターの負担とする。

また、第三セクターの性格及び優位性から、一定の収益がある場合は、設備修繕や不測の事態等に備えた資金の留保(基金積立)を行うことを基本とする。

(5) 赤字の補てん

第三セクターは独立した事業主体であることから、単なる赤字補てんを目的とした公的支援は原則として行わない。

(6) 公民の役割分担

その性質上当該第三セクターの経営に伴う収入をもって充てることが適当でない事業(公益事業)及び当該第三セクターの事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる事業(採算性の低い事業)の管理指定(委託)については、その管理運営に係る経費は新市の負担とし、当該第三セクターの経営を圧迫することのないよう整理する。

なお、これら採算性の低い事業等については、事業の必要性を常に検討していく。

3 将来の統廃合等

(1) 民間事業者の管理指定

第三セクターが管理指定(委託)を受ける公の施設については、指定管理者制度が導入された趣旨を踏まえ、地域事情を十分に考慮しつつ第三セクター以外の民間事業者の活用について検討を行う。

(2) 組織の統廃合

専門家の意見を聞いた上で、類似の業務を行う第三セクター、事業の存続が困難と思われる第三セクターなどの統廃合を検討する。

(3) 完全民営化

専門家の意見を聞いた上で、既に目的を達成したと思われる十分な収益を上げることが可能な第三セクターについては、完全民営化を検討する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目14	一部事務組合等の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	[公社・第三セクター等] (2) 酒田市が出捐している財団法人については、当面現行のとおりとし、一層の効率的運営に努めるよう促す。

所管部会	商工観光部会・教育部会
------	-------------

財団法人の現状と課題 平成16年6月現在

市町名	酒田市			
財団法人名	財団法人酒田市体育協会	財団法人土門拳記念館	財団法人酒田市美術館	財団法人庄内地域産業情報化推進プラザ
基本金額(円)	14,217,415	101,479,000	102,000,000	50,093,000
うち市町出捐額(円)	5,200,000	101,379,000	102,000,000	40,000,000
市町出捐比率(%)	36.6%	99.9%	100.0%	79.9%
理事長	会長 齋藤 成徳	相馬 大作	池田 眞幸	齋藤 成徳
職員数(名)	正職員 9名(内 水泳教室7名) 臨時・契約社員 5名 パート 6名(内 水泳教室4名)	正職員 3名 臨時・契約社員 1名 パート -	正職員 4名(うち2名は市からの派遣) 臨時・契約社員 2名 パート -	正職員 1名 臨時・契約社員 2名 パート -
主な業務内容	・競技スポーツ振興に関する事業 ・市民スポーツ振興に関する事業 ・顕彰に関する事業 ・温水プールの管理運営	・酒田市写真展示館の管理運営 ・土門拳文化賞の作品募集・選考事務	・酒田市美術館の管理運営	・情報化適応人材育成事業 ・情報化推進相談事業 ・情報化推進に関する情報収集提供事業
収入総額(円)(15年度決算) (うち使用料・利用料金の額)	46,261,756	88,113,755 (36,119,722)	117,628,786 (22,959,730)	32,744,518 -
支出総額(円)(15年度決算)	46,517,311	86,916,179	119,294,042	31,921,862
単年度収支(利益)(円)(15年度決算)	255,555	1,197,576	1,665,256	822,656
前期繰越金(前年度までの利益)(円)	2,758,688	4,579,120	3,004,769	881,013
累積収支(利益)(円)	2,503,133	5,776,696	1,339,513	1,703,669
公の施設の管理指定(委託) (施設名(略称等)) (平成16年度~)	市営屋内プール	酒田市写真展示館	酒田市美術館	庄内情報プラザ
委託料、補助金 (千円)(平成16年度予算)	体育協会補助金 7,241千円 屋内プール管理委託料 71,590千円 白崎資金スポーツ指導者養成委託料 1,600千円 甲子園基金スポーツ強化事業 400千円 スポーツ教室開設委託料 660千円 クロスカントリー大会開催委託料 167千円 市巡回駅伝大会開催委託料 420千円	運営費補助金 39,870千円	運営費補助金 90,682千円	運営費補助金 12,365千円 インターネット接続・保守委託料 1,386千円
課題等	・4町の体育協会との統合に向けた調整 ・事務局体制のあり方の検討	・利用者の拡大 ・自主財源の確保	・利用者の拡大 ・自主財源の確保	・脆弱な財政構造 (主な収入はパソコン教室等の運営) ・今後の事業展開 ・施設(情報プラザ)の位置付けの検討
備考	・市歳入の施設使用料(15年度)は、5,305,960円 ただし、4~12月分 (旧屋内プール解体のため)	・使用料・利用料金は入館料と会員券収入、作品貸付収入の合計	・使用料・利用料金は入館料と会員券収入、市民ギャラリー使用料の合計	・4町を含む庄内全市町村が出捐 遊佐町 1,323,000円 八幡町 638,000円 松山町 518,000円 平田町 625,000円 他、金融機関等が出捐。 ・市歳入の施設使用料(15年度)は、2,520,850円